達第１３号

函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達等の一部を改正する達を次のように定める。

令和７年１２月１７日

税関長　田　中　透

函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達等の一部を改正する達

（函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達の一部改正）

第１条　函館税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を定める達（平成１３年達第４２号）の一部を次のように改正する。

別紙１「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（函館税関情報公開事務処理要領の一部改正）

第２条　函館税関情報公開事務処理要領（平成１４年達第６号）の一部を次のように改正する。

別紙２「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準の一部改正）

第３条　函館税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成１７年達第６号）の一部を次のように改正する。

別紙３「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附　則

この達は、令和８年１月１日から施行する。